

## 外国籍の方・海外在住の方の場合

### <外国籍の方の場合 市内に居住する法律上のご夫婦であることを証明する書類>

区 分		証 明 書 類
同一世帯 の場合	夫または妻が世帯主の場合	・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄記載）〈省略可〉
	夫または妻が 世帯主でない場合	・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）〈省略可〉
別世帯 の場合 【国内】	夫及び妻が 日本国籍を有する場合	・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）〈省略可〉 ・市外の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載） ・戸籍謄本（抄本の場合、夫と妻が記載されたもの）
	夫または妻のいずれか一方 が外国籍を有する場合	・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）〈省略可〉 ・市外の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載） ・日本国籍を有する者の戸籍謄本（抄本）
	夫及び妻が 外国籍を有する場合	・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）〈省略可〉 ・市外の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載） ・婚姻していることを証明する書類（日本語）

※明石市に住民登録がある場合、住民票の写しは省略できます。

※住民票や戸籍謄本等の公的書類は、発行から3カ月以内のものが有効です。

### <海外在住の場合 市内に居住する法律上のご夫婦であることを証明する書類>

【ア】明石市在住	【イ】海外在住	必要書類
日本国籍	日本国籍	・【ア】明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄記載）〈省略可〉 ・【ア・イ】戸籍謄本
外国籍	日本国籍	・【ア】明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄記載）〈省略可〉 ・【イ】日本国籍を有する者の戸籍謄本
日本国籍	外国籍	・【ア】明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄記載）〈省略可〉 ・【ア】日本国籍を有する者の戸籍謄本
外国籍	外国籍	・【ア】明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄記載）〈省略可〉 ・【ア・イ】婚姻していることを証明する書類（日本語）

※明石市に住民登録がある場合、住民票の写しは省略できます。

※住民票や戸籍謄本等の公的書類は、発行から3カ月以内のものが有効です。